

# 小売プラン定義書

## (小売 10 年プラン)

2025 年 1 月

株式会社いくさかてらす

<b>1. 契約内容</b> .....	<b>2</b>
(1) 適用範囲.....	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 .....	2
(3) 契約年数と違約金 .....	2
(4) 違約金 .....	2
(5) 契約電流.....	2
(6) 料金.....	2
(7) 割引.....	3
<b>2. 違約金</b> .....	<b>3</b>

この「小売プラン定義書」は、当社の「電気基本契約要綱」に基づき当社が提供する「小売10年プラン」をご契約のお客様へ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金は、消費税等相当額を含みます。

## 1. 契約内容

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、かつ次の全てに該当するものに適用します。

- イ 契約電流が10アンペア以上であること。
- ロ 自宅等の需要場所において、当社が所有権を持つ蓄電池の設置を希望すること。
- ハ その他、当社が別に定める条件に適合すること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとします。

### (3) 契約年数と違約金

契約年数は10年とします。

### (4) 違約金

中途解約には第2項で定める違約金が発生します。

### (5) 契約電流

- イ 契約電流は10アンペア以上とし、原則として、前小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

### (6) 料金

料金は、基本料金と電力量料金を合算した額とします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10A または 1kVA ごとに	305.03 円
-----------------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

最初の 120kWh まで	25.41 円
120kWh 超過～300kWh	29.59 円
300kWh 超過分	32.45 円

(7) 割引

当社が特別キャンペーン等で割引を行う際は、割引を適用します。

**2. 違約金**

契約の中途解約で発生する違約金は以下の通りです。

内容（内訳）		計算方法
①	設備費、設置・撤去工事費	当社設備取得額 × (100% - 17% × 契約年数)
②	本サービス運営費	当社サービス運営費 × (100% - 17% × 契約年数)
③	解約等に係る事務費	3 万円
<b>違約金の合計額</b>		<b>①円 + ②円 + 3 万円</b>

- (1) 契約年数は、契約成立日から解約希望日までの経過日数（契約成立日と解約希望日を含みません）を 365 で除し、小数点以下を切り捨てて算出するものとします。
- (2) 違約金は、設備費や設置・撤去工事費等に係る違約金(①)、本サービス運営費等に係る違約金（②）及び、解約等に係る事務費（③）を合算して算出いたします。
- (3) 違約金計算が負の値となる場合の違約金は 0 円とします。